

社会保険

こうち

Tosa Kochi

3

2023



夜間イベント「桜の宵」

高知県立牧野植物園（高知市五台山）

高知が生んだ「日本の植物分類学の父」牧野富太郎博士の業績を顕彰するため、博士逝去の翌年、1958（昭和33）年4月に高知市の五台山に開園。起伏を活かした約8haの園地には、博士ゆかりの野生植物など3,000種類以上が四季を彩り、自然の中で植物に出会う喜びを感じていただけます。

五台山という恵まれた自然環境に調和させながら、自然生態系が築かれた四国唯一の植物園として憩いの場として親しまれています。

- 日本年金機構からのお知らせ 2～3
- 協会けんぽからのお知らせ 4～5
- （一財）高知県社会保険協会からのお知らせ
 - ◎ 健康づくり事業「DVDの貸出」【申込書】 6

一般財団法人 高知県社会保険協会
〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613
ホームページ <https://kochi-shahokyo.or.jp/>



職場内で回覧を
お願いします。

日本年金機構からのお知らせ

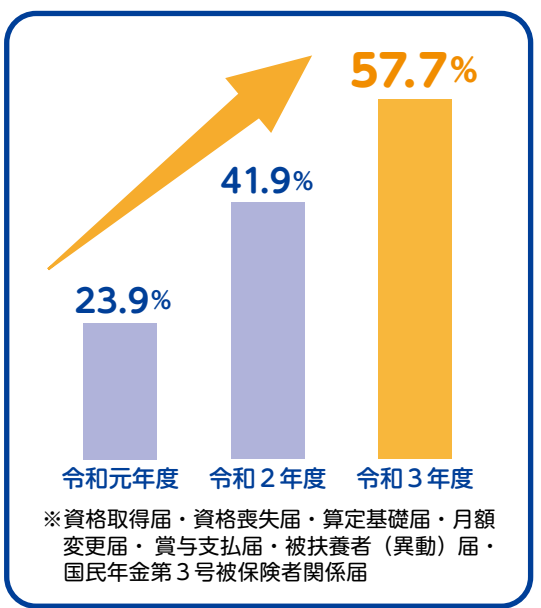
社会保険手続き※は **電子申請** をご利用ください!

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届等の健康保険や厚生年金保険等に関わる手続き

電子申請のメリット

- 1 いつでもどこでも申請可能**
オンラインで24時間365日申請ができます
- 2 コスト削減**
郵送費・交通費の削減ができます
- 3 処理が早い**
例えば健康保険証は、紙で申請するより3～4日早く届きます
- 4 安全なネットワーク**
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

主要な届出※の電子申請割合



電子申請の利用方法はカンタン



※1 届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

※2 e-Gov電子申請サービスは、デジタル庁が運営し、国の行政機関に対する申請・届出等各種手続をオンラインで行うことができるものです。

Gbiz IDとは? ... デジタル庁が運営している認証システムです。

1つのアカウント(ID・パスワード)で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。Gbiz IDプライム※3の発行には2週間程度を要しますので、ご準備ください。

※3 Gbiz IDで取得できるアカウントの一つ。社会保険の手続きには「Gbiz IDプライム」を取得してください。

Gbiz IDの詳細内容、手続きはGbiz IDのホームページをご覧ください。
<https://gbiz-id.go.jp>

電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

令和5年(2023年)1月から、毎月の社会保険料額等の情報※をオンラインで取得できる
オンライン事業所年金情報サービス
 が開始されました

利用いただくにはGビズIDを利用し、e-Govのマイページから利用手続きが必要です。
 ※社会保険料額情報、増減内訳書、算出内訳書、決定通知書、届出に必要な被保険者データ



紙の通知書よりも早く受け取り・確認が可能

納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できる など、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。



定期的に受け取りが可能

一度申し込みをいただければ、定期的にお送りします。
 これまでのように随時、電話等でご連絡いただく必要はありません。



データの活用が可能

電子データで受け取れるため、社内システムで取り込み、自社で保有するデータとの突合を行う等、業務の効率化を図ることができます。

利用方法はカンタン

STEP 1
「GビズID」
を取得
 GビズIDの詳細は2ページ(左面)をご確認ください

STEP 2
e-Govのマイページ
にログイン
 GビズIDでe-Govのマイページにログインします

STEP 3
利用申込み
 e-Govのマイページから利用申込みを行います

e-Govのマイページに届きます

GビズIDでe-Govから電子申請を利用されている方は、すぐに利用申込みを行っていただけます!

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html
 日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

「電子申請」・「オンライン事業所年金情報サービス」のご利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」・「オンライン事業所年金情報サービス」照会窓口)

☎0570-007-123(ナビダイヤル) → **「2番」**をお選びください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は、**☎03-6837-2913** → **「2番」**をお選びください。

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 ※祝日(第2土曜日を除く)、
 第2土曜日：午前9時30分～午後4時 12月29日～1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの令和5年度の保険料率は 令和5年3月分(4月納付分)から変わります。

高知支部の健康保険料率は **引下げ** 介護保険料率は **引上げ** になります。

現行 10.30%	健康保険料率	令和5年3月分(4月納付分)~ 10.10%
現行 1.64%	介護保険料率	令和5年3月分(4月納付分)~ 1.82%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります(現行11.94%→令和5年3月分から11.92%)。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康への積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

令和5年度生活習慣病予防健診のご案内 ～自己負担額が軽減されました～

◇生活習慣病予防健診のご案内について

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、加入者の皆さまの健康保持・増進のため、年度内1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

- ①令和5年3月末頃、事業主様あてに健診対象者の情報を記載した「生活習慣病予防健診対象者一覧(令和5年度)」(令和5年1月上旬時点のデータ)を送付します。
- ②一覧をご確認のうえ、**健診実施機関あて直接ご予約ください。**
※予約後に協会けんぽへの連絡、対象者一覧の提出は不要です。

約19,000円の健診費用のうち、協会けんぽが一部補助を行い、
約5,300円の自己負担で健診が受けられます。



令和5年1月以降に協会けんぽに加入した方も受診できます。

◇健診実施機関へのご予約について

健診実施機関にて予約を受け付ける際に、受診資格の確認を行います。ご予約時には、上記「生活習慣病予防健診対象者一覧」や保険証を参照いただき、健診実施機関あてに以下の内容をお伝えください。

◀ 予約時に健診実施機関へお伝えいただく内容 ▶

- ① 保険者番号(※健康保険証の下部に記載)
- ② 健康保険証の記号・番号
- ③ 氏名
- ④ 生年月日
- ⑤ 健診希望日
- ⑥ 希望する健診の種類
- ⑦ 連絡先



扶養家族の方の健診もあります。

詳しくは、協会けんぽ高知支部 保健グループ(☎088-820-6020)までお問合せください。

“令和5年1月から”申請書(届出書)が新しくなりました

「より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること」等を目的として、申請書(届出書)が新しくなりました。

手続きに関するお願い

- 旧様式でお手続きをいただいた場合、事務処理等に時間を要してしまうことがありますので、**新様式のご使用をお願いします。**
- 各種申請書(届出書)は協会けんぽホームページよりダウンロードできます。(協会けんぽ各支部へご依頼いただくことで郵送でもお送りしています。)

新申請書(届出書)に関することはこちら
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat297/>



健康保険証は“退職日の翌日”からは使えません

在職中の保険証は【退職日の翌日】で資格を喪失します。従業員の方の退職時には保険証(家族分も含む)を回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して日本年金機構事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出をお願いします。※**保険証を回収できない場合は「被保険者証回収不能届」が必要です。**

保険証の使用に関することはこちら
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kochi/cat080/shoukaishu/>



退職後の健康保険のご案内

従業員の方の退職時には保険料や給付内容等を比較のうえで、ご希望の健康保険への加入手続きをご案内ください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に手続きをすること(協会けんぽ支部必着)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●退職前の保険料の2倍の額。※資格喪失時の標準報酬月額をもとに計算。 ●上限あり(標準報酬月額30万円) ●支部により保険料率が異なる。 ●原則2年間は変更なし。(保険料率の変更は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ●加入する世帯の人数・前年の所得等によって決定されます。 ●市区町村により保険料が異なります。 ※倒産、解雇、雇止等により離職した場合は保険料の減免措置があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者の保険料負担は原則ありません。

任意継続保険に関することはこちら
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3270/r147/>



(一財) 高知県社会保険協会からのお知らせ

健康づくり事業 (DVDの貸出)

『健康づくりDVD』を無料で貸出します！

会員事業所(協会費を納入されている事業所)の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、健康づくりに関するDVDを貸出いたします。事業所の従業員・そのご家族の皆さまの健康づくりにお役立てください。

- ☒ DVDの貸出は**無料**です。
ただし、DVDの返却にかかる経費は会員事業所様の負担となります。
 - ☒ 貸出期間は、**10日間程度**とします。
 - ☒ 貸出枚数は、**1回につき2枚以内**としてください。(※貸出申込は、何度でもできます。)
 - ☒ お申込方法は、**FAX (088-855-6613)** または郵送で お申込み下さい。
- ※ このDVDは、個人がご家庭で視聴することを目的としています。

(コピー可)

「健康づくりDVD」貸出申込書		申込年月日 令和 年 月 日
会 員 番 号	会員番号は、封筒の宛名シール右下(00****)6桁の数字です (担当者氏名)	
所 在 地	〒 -	
事 業 所 名		
電 話 番 号	(FAX番号)	
No.	「貸出希望DVD」の No. に <input checked="" type="checkbox"/> 印をお願いします。	
1	<input type="checkbox"/> ◆ はじめてのウォーキング&ジョギング	(31分)
2	<input type="checkbox"/> ◆ 若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット	(33分)
3	<input type="checkbox"/> ◆ Good-bye ストレス	(29分)
4	<input type="checkbox"/> ◆ 正しく知れば怖くないがんのお話	(26分)
5	<input type="checkbox"/> ◆ 夏の熱中症 / 冬のヒートショックに気を付けよう!	(41分)
6	<input type="checkbox"/> ◆ ちょちょいのちょいトレ2.0 「毎日筋活部」 ~筋肉を育ててメタボを予防しよう!~	(60分)
7	<input type="checkbox"/> ◆ トータル・ヘルスプロポーションのための 健康サポート体操	(60分)
8	<input type="checkbox"/> ◆ 元気な職場をつくる メンタルヘルス5 ~自分でできるストレスコントロール セルフケアのための10の方法~	(25分)
9	<input type="checkbox"/> ◆ 元気な職場をつくる メンタルヘルス6 ~ストレス・コーピングによるセルフケア ストレスに上手く対処する方法~	(26分)
貸出希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)	

お問合せ・お申込み先

〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
 一般財団法人 **高知県社会保険協会**
 TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613